

## 調査事業に係る事後評価記載様式

### I 総合評価

全体として、地域の公共交通を活性化・再生し、地域を活性化させるための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

法定協議会及び専門部会を適切に開催し、地域における公共交通の現状と課題を住民アンケート、利用者ヒアリング等で幅広く把握したうえで、基本方針及び基本目標を適切に設定し、基本目標を達成するための事業を、ヒアリング及び視察等を踏まえ検討し、関係者の実質的な合意形成を図ったうえで総合連携計画を策定した。

### II 連携計画策定調査の総合性・整合性

#### 1 調査の範囲

##### ① 当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く把握したか。

村内を走る公共交通バスの利用実績、村内主要道路の混雑状況及び公共交通に関する住民アンケート調査を整理するとともに、コミュニティバスの主な利用者である高齢者を中心としたヒアリング調査及び臨海部企業へのヒアリングを実施することにより、地域における公共交通の問題点や課題を幅広く把握した。  
(別添「飛島村地域公共交通総合連携計画」及び「飛島コミュニティバス運行計画書」参照)

##### ② 当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

村内を走る公共交通バスの利用実績、村内主要道路の混雑状況及び公共交通に関する住民アンケート調査を整理するとともに、コミュニティバスの主な利用者である高齢者を中心としたヒアリング調査及び臨海部企業へのヒアリングを実施することにより、地域における公共交通の問題点や課題を幅広く把握した。  
(別添「飛島村地域公共交通総合連携計画」及び「飛島コミュニティバス運行計画書」参照)

#### 2 地域公共交通に関する目標の設定

##### ① 地域の実態を踏まえた適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。

住民や企業へのアンケート及びヒアリングを実施することで、現在のバス利用状況とその満足度及び今後の公共交通に対する要望等を把握した上で、改善内容及び今後必要な新規事業を具体的に設定した。  
(別添「飛島村地域公共交通総合連携計画」参照)

##### ② 上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

住民アンケートや企業ヒアリング等の結果や第3次飛島村総合計画(平成14年策定)の内容を踏まえ、地域公共交通に関する目標を設定している。  
(別添「飛島村地域公共交通総合連携計画」及び「第3次飛島村総合計画」参照)

#### 3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

##### ① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選り出されたか。 また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。

公共交通を提供する利用者像を設定し、その利用者毎に対応する目標と事業を想定している。具体的には、臨海部企業従業員の通勤対応率を向上させるため、2方向からのアクセスを可能とする実証運行を選定した。また、地域住民の要望から交通空白地帯の解消及び隣接市にある総合病院への通院手段の確保を図るため、村内を巡回するバス及びデマンド型乗合タクシーの実証運行を選定した。  
(別添「飛島村地域公共交通総合連携計画」参照)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>Ⅲ 自立性・持続性</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <b>1 事業の実施に向けての準備</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <b>① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。</b>                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>臨海部企業従業員の通勤対応や交通空白地域の解消を目標として定めているが、これらの目標を達成するため、従来の路線バスの大幅な改善や、村内巡回バス及びデマンド乗合タクシーの実証運行を取組事業として選定しており、これらの取組事業についての具体的内容やスケジュールを検討するため、法定協議会での協議検討に加え、専門部会として、コミュニティバス検討委員会を設置し、会議2回、視察1回を開催した。またその間コミュニティバスの主な利用者層としている村内高齢者の意見聴取のため、村内全ての老人クラブに対してヒアリング調査を行った。<br/>(別添「法定協議会議事録」及び「コミュニティバス検討委員会議事録」参照)</p> |
| <b>② 各事業について達成目標が、その評価方法・評価基準とともに検討されたか。</b>                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>法定協議会の座長(有識者)から事業評価手法について紹介頂き、その手法の導入を検討した。具体的には、運賃、経路等大幅に改善される路線については、その持続性を確保するため運賃収入割合の向上や、事業の改善による利用者満足度の向上を図り、新規路線については、乗降者数から事業の定着度を、利用者アンケートからは利用者満足度を測り、それぞれの向上を図ることとするが、その評価方法等については、法定協議会で検討し総合連携計画に記述した。<br/>(別添「飛島村地域公共交通総合連携計画」参照)</p>                                                            |
| <b>③ 事業による効果・影響を把握する方法が検討されたか。</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <p>事業効果の把握・検証を行うために、事業のモニタリング手法として、利用者満足度を測るためのアンケート調査を平成21年度以降に実施することを検討し、総合連携計画に記述した。<br/>(別添「飛島村地域公共交通総合連携計画」参照)</p>                                                                                                                                                                                           |
| <b>④ 事業の実施主体が検討されたか。</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>路線バス及び村内巡回バスの実証運行の実施主体については、その選定方法等について、昨年度から地域公共交通会議で協議し、応募のあった4条事業者からプロポーザルにおいて選定し、法定協議会に報告のうえ総合連携計画に記述した。またデマンド型乗合タクシー事業については、4条運行事業者から選定することを法定協議会で検討し、総合連携計画に記述した。<br/>(別添「飛島村地域公共交通総合連携計画」参照)</p>                                                                                                        |
| <b>2 事業の実施環境</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <b>① 事業実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。</b>                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>平成21年度の実証運行事業の実施においては、総合事業による国費のほか、飛島村及び蟹江町からの財政支出及び関係事業所からの負担等によるということで現在調整をしている。なお法定協議会での具体的な検討については、来年度予算承認のための法定協議会(3月開催予定)で検討及び承認する。</p>                                                                                                                                                                  |
| <b>② 住民等による自主的な利用促進、協賛金拠出への協力等の環境があるか。</b>                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>単なる協賛金や寄付金に留まらない支援(ベンチの提供等)を受け入れるための環境整備を図ることを法定協議会で検討し、総合連携計画に記述した。また、バスフォーラムの開催等を通して、意識啓発活動を実践している。<br/>(別添「飛島村地域公共交通総合連携計画」参照)</p>                                                                                                                                                                          |

|                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>Ⅳ 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成</b>                                                                                                                                                                                                  |
| <b>1 協議会における審議体制等</b>                                                                                                                                                                                                             |
| <b>① 協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。</b>                                                                                                                                                                     |
| <p>協議会の審議事項は協議会規約に規定されている。また、調査事業の進め方については、第1回の法定協議会で検討されており、今後の実施状況についても、そのモニタリング及び分析等を法定協議会が行なうことが総合連携計画に記述されている。<br/>(別添「法定協議会規約」及び「第1回法定協議会議事録」参照)</p>                                                                        |
| <b>② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)</b>                                                                                                                                               |
| <p>法定協議会の構成員には飛島村の区長会長、議会議長及び臨海部企業の代表者が含まれている。また調査事業の進め方を法定協議会で審議した上で、専門部会(コミュニティバス検討委員会)での審議内容及び公共交通に関する要望等を確認するためのヒアリング結果などについて法定協議会で説明しており、住民及び利用者の意見が調査事業に反映される仕組みが設けられている。<br/>(別添「第2回法定協議会議事録」及び「飛島村地域公共交通総合連携計画」参照)</p>    |
| <b>2 協議会における審議</b>                                                                                                                                                                                                                |
| <b>① 調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。</b>                                                                                                                                                                                             |
| <p>第1回の法定協議会においては法定協議会の審議事項を含む規約及び調査事業の進め方が決定された。それ以降の法定協議会においては、専門部会の検討結果を含む実施状況及びそれらの結果に基づいた総合連携計画の素案について審議された。<br/>(別添「第1回法定協議会議事録」及び「第2回法定協議会議事録」参照)</p>                                                                      |
| <b>② 協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。</b>                                                                                                                                                                                        |
| <p>法定協議会の傍聴は可能であり、開催時は必ず傍聴席を準備している。また、議事録は事務局及びHPにて公表している。</p>                                                                                                                                                                    |
| <b>3 地域関係者の実質的な合意形成</b>                                                                                                                                                                                                           |
| <b>① 地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。</b>                                                                                                                                                             |
| <p>法定協議会において調査事業の進め方、実施状況が報告・審議され、専門部会ではコミュニティバスに関する具体的な事業内容等が審議された。それらに基づき法定協議会で策定された総合連携計画の素案に対しての地域住民の意見を聴取する機会としてバスフォーラム及び臨海部企業代表者への説明会を開催し、地域関係者の実質的な合意は形成されたと言える。<br/>(別添「コミュニティバス検討委員会議事録」、「バスフォーラム開催記録」及び「アンケート結果」参照)</p> |